

令和8年度
漁業調査取締船「ありあけ」
航海機器等改修工事
仕様書

漁業調査取締船「ありあけ」航海機器等改修工事 仕様書

第1 総則

1 趣旨

令和8年度に有明水産振興センター漁業調査取締船「ありあけ」（以下、「本船」という）の航海機器等改修工事の内容及び請負者が遵守すべき事項を定める。

2 工事の目的

本船の航海機器等は、経年によりサポートサービスが終了となったため、安全な運航を行う為にも、航海機器を積換える必要がある。

3 整備期間

令和8年度（契約締結日から令和9年2月19日まで）

4 注意事項

- (1) 請負者は、関係法令、契約書及び仕様書の規定を遵守するとともに、当県の監督職員（以下、「監督員」という）の指示に従うものとする。
- (2) 本仕様書に記載されている工事内容以外に関係法令に定められている事項又は、必要とされる工事が発生した場合は工事内容、工事期間及び費用について監督員と協議し、監督員の承認を得た後に実施すること。
- (3) 工事の実施にあたり、疑義ある事項が発生した場合は、監督員と協議の上、決定すること。
- (4) 請負者は、船体、機器、機関、その他、県の所有物を破損しないよう、必要な予防措置を講ずること。
なお、誤って破損させてしまった場合は、速やかに監督員に報告し協議の上、回復させること。
- (5) 請負者は、工事の実施に関し、船体等の破損又は機器及び機関の異常を発見したときは、速やかに監督員に報告し、その指示を仰ぐこと。
- (6) 工事にあたっては、常に整理整頓を励行し、本船及び本船の整備に携わる作業者の危険防止に配慮すること。
- (7) 工事期間中、必要と認める箇所には、養生を施さなければならない。
また、監督員が指示した箇所にも養生を施すこと。
- (8) 工事によって発生した廃棄物は、全て請負者側が適正に廃棄処分すること。
また、船体、その他の属具の管理は、請負者側で行うこと。

(9) 船体の材質がアルミ軽合金製であることから、歪み・損傷等生じさせないよう細心の注意を払うこと。

5 使用する材料等

(1) 本工事に使用する交換部品及び材料については、全て請負者がその費用で手配すること。

(2) 本工事に使用する交換部品は新品とし、メーカー指定の部品を使用し、欠陥のない良質な物を使用すること。

(3) 既存の部品が使用できる場合は、監督員と協議の上、決定すること。

6 作動テスト及び海上試運転

(1) 各工事終了後は、監督員立会いの上、作動テストを行い、正常な状態に復旧したことを監督員とともに確認すること。

(2) 全工事終了後は、請負者及び工事に携わった業者立会いのもと、海上試運転を実施し、工事完了を監督員とともに確認すること。

(3) 作動テスト及び海上試運転においては、監督員が指示した場合、必要なメーカー技術員を立ち合わせることもある。

7 損失補償

(1) 発注者の責めに帰する場合を除き、本工事中に発生した事故等により損害が発生した場合は、請負者が一切の責任を負い、請負者が自ら費用負担により補修又は損失を補償すること。

(2) 引き渡しを受けた日から起算して1年以内に天災地変その他特別な事由を除き、請負者の責めに帰すべき事由によって破損又は故障を生じたときは、発注者は請負者に対してその一部又は全部の取り替え、もしくは補修を請求することができる。

(3) 前項に要する費用はすべて請負者において負担し、発注者が指定する期日までに完了しなければならない。

8 完成報告

請負者は、写真記録等を添付した完成報告書1部を監督員に提出すること。

なお、写真記録は、各工事の施工状況を明らかにするため、各工事の内容ごとに、工事前・工事中・工事後の写真を撮り監督員に提出すること。

第2 主要目

1 船体

船質 : アルミ軽合金
主要寸法 : 全長 14.77m 幅 3.55m 深さ 1.45m
総トン数 : 9.7 トン

2 航海計器 (現行機)

船舶用レーダー型式	:	FAR-2127-MU170C(フルノ)	1 基
サテライトコンパス型式	:	SC-50 (フルノ)	1 基
GPS プロッター魚探	:	GP-3500F (フルノ)	1 基
DGPS 航法装置	:	GP-150 (フルノ)	1 基
ビデオキャプチャー	:	CX-2220 (セイコウ)	1 基

3 航行区域

平水区域

4 最大搭載人員

船員 : 4 名 旅客 : 8 名 計 12 名

第3 業務内容

航海計器及び付随する機器を、同等程度の新しいものに換装すること。

1 船舶用レーダー

(1) レーダー空中線部は X バンド 25 kW、アンテナの回転数は 42 r p m、空中線の長さ 200 c m 程度 (例 : FAR-2028-MK-2 同等程度) を据付けること。

なお、空中線部、送受信部及び制御部等必要なものを取付けること。

(2) モニターは 19 型カラー液晶、解像度 1280×1024 (SXGA)、電源 12 - 24VDC (例 : MU-192HD 同等程度) を取付けること。

なお、モニターは埋め込み式とし、必要に応じ、埋め込み箇所を調整、復旧すること。

(3) 据付けの際は、破損等には十分注意し、確実に取付けること。

取付けについて、不具合等を発見し交換が必要な場合は、監督員に報告し協議の上決定すること。

2 サテライトコンパス

(1) サテライトコンパスは、方位精度 0.4° rms、マルチ GNSS 対応、初期補足時間約 90 秒（例：SC-70 同等程度）であること。

(2) 表示部モニターは、4.3 型カラー液晶、画面解像度 480×272 ドットであること。

なお、モニター設置個所は、必要に応じて加工調整、復旧すること。

3 GPSプロッタ魚探

(1) プロッタ機能の表示範囲 $0.025 \sim 1,024$ 海里（赤道付近）、魚探部の送信周波数 $50/200 \text{ kHz}$ の 2 周波切替、GPS 受信部チャンネル数 12 ch（例：GP-3700F 同等程度）を取付けること。

なお、フラッシュマウント等必要なものを取付けること。

(2) 表示部モニターは、12.1 型カラー TFT 液晶、有効表示画面 SVGA、 600×800 ドットであること。

なお、モニターは埋め込み式とし、必要に応じ、埋め込み箇所を調整、復旧すること。

4 GNSS航法装置

(1) 航法装置は、サブメータ級/センチメータ級測位補強サービス対応製品、災害・危機管理通報サービス対応製品（例：GP-170 同等程度）を取付けること。

なお、フラッシュマウントを含むこと。

(2) 表示部モニターは、5.7 型カラー液晶、解像度 $VGA640 \times 480 \text{ pixels}$ であること。

なお、モニター設置個所は必要に応じて加工調整、復旧すること。

5 キャプチャー

キャプチャーは、コネクタが USB - B タイプであり、入力が HDMI 又は DVI-D、対応 OS は Windows10 以上であること。（例：V io HD+同等程度）を取付け、レーダー映像を取り込める様にする事。

なお、取付けはケーブルとキャプチャーソフトも含むこと。

6 写真撮影等、事務書類作成

仕様書に基づく工事写真（1部）及び、取扱説明書を監督員に提出すること。